

2013年6月14日

各位

J A三井リース株式会社

不祥事案の発生について

この度、当社社員による不正行為の事実が確認されました。

現在、社内調査中ではありますが、当社社員が領収証を偽造し、現金で受領したリース料等を一定期間私的な用途に充て、後日所定の入金手続きを行うという方法によって、複数回の資金流用を行っていたことが判明致しました。

現時点において確認している当該担当者の現金回収取扱件数は96件(約16百万円)であり、これらのうち一部について一定期間私的流用されていたことを確認しております。

なお、これらについては最終的に全額入金処理されており、お客様および当社に実損は確認されておりませんが、引き続き、弁護士・公認会計士など外部専門家とともに事実関係の調査を進めております。

当社といたしましては今般の不祥事案を厳粛に受け止め、事案の全容解明と速やかな開示、ならびに再発防止に向けた内部管理態勢の一層の強化を図ってまいります。

【本件にかかるお問い合わせ先】

経営企画部広報室 03-3448-3520

以上